

説 明 書

滋賀大学（彦根）イニシアティブ棟新営設備設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

記

1 公 示 日 令和5年1月10日

2 発注者 契約担当者
国立大学法人滋賀大学 契約担当役 理事 清廣 哲之

3 担当部局

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
国立大学法人 滋賀大学施設管理課施設企画係
電話 0749-27-1014

4 業務概要

- (1) 業務名 滋賀大学（彦根）イニシアティブ棟新営設備設計業務
- (2) 業務内容 滋賀大学（彦根）イニシアティブ棟新営設備設計業務（以下「本業務」という）は、滋賀大学彦根団地のイニシアティブ棟（RC3、2,256㎡）の新営工事（設備）の実施設計である。
- (3) 履行期限 令和5年8月18日
（設計図面・積算業務の完成は、令和5年6月16日）
- (4) 業務の詳細説明 別紙「設計業務委託特記仕様書」及び計画図面のとおり
- (5) 本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

① 国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則第4条及び第5条の規定に該当しない者で

あること。

- ② 文部科学省における令和3・4年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 参加表明書・技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指定停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑧ 滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・兵庫県・和歌山県・岐阜県・愛知県・福井県・三重県に本店、支店又は営業所が所在すること。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは3分の2】
資格、経験、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは3分の1】
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは13分の4】
資格、経験、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは13分の2】
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針【審査のウェイトは13分の3】
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
- (4) 課題についての提案【審査のウェイトは13分の4】
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性等について
 - ・ 新営設計にあたり、ユニバーサルデザインを前提とした、機能性、快適性の確保及び、工法・材料の検討（価格高騰や納期遅延を考慮し工期厳守含む）等を行った上でのコスト縮減に資する提案を求めます。
 - ・ 新営設計にあたり、本施設の特性を考慮した省エネルギー（効果的な環境負荷低減）に関する提案を求めます。

10 公示の写し 別紙のとおり

1 1 契約書作成の要否等 要 別紙「契約書(案)」により契約書を直ちに作成する。

1 2 支払条件

- (1) 業務委託料（前払金を含む）は、請求に基づき国立大学法人滋賀大学財務課より2回以内に支払う。
- (2) 公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証券を添えて、業務委託料の「10分の3」以内の額の前払金を請求することができる。

1 3 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記7②に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
 - ①提出期限 令和5年1月20日（金）17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）は受け付けない。
 - ②提出場所 記3に同じ。
 - ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、電信等によるものは受け付けない。
 - ④提出部数 参加表明書1部、技術資料6部

1 4 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記7②に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という）を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、書面等により通知するとともに、提出要請者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 令和5年1月31日（火）
 - ② 閲覧場所 国立大学法人滋賀大学HP（<https://www.shiga-u.ac.jp>）
→「滋賀大学について」→「情報公開」→「調達」→「入札・公募の情報 工事の入札情報（電子入札）」参照のこと。）

1 5 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説

明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和5年2月9日（木）17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）は受け付けない。
- ②提出場所 記3に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電信等によるものは受け付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ①回答期限 令和5年2月17日（金）
- ②回答方法 質問回答書を郵送する。

1.6 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ①提出期限 令和5年2月21日（火）17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）は受け付けない。
- ②提出場所 記3に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、電信等によるものは受け付けない。
- ④提出部数 技術提案書1部、技術資料6部

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

1.7 技術提案書の特定

(1) 技術提案書が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。

なお、当該提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

(3) (2)の特定結果は、書面等により通知するとともに、特定した技術提案書（参加表明書を含む）及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。

(4) 閲覧の開始及び場所

- ① 閲覧開始 令和5年3月2日（木）
- ② 閲覧場所 国立大学法人滋賀大学HP
（<https://www.shiga-u.ac.jp>）→「滋賀大学について」→「情報公開」→「調達」→「入札・公募の情報 工事の入札情報（電子入札）」参照の

こと。)

1 8 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和5年3月13日（月）17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）は受け付けない。
 - ②提出場所 記3に同じ。
 - ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電信等によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ①回答期限 令和5年3月23日（木）
 - ②回答方法 質問回答書を郵送する。

1 9 建設コンサルタント選定委員会の公表

- (1) 本手続に係る審査を行う建設コンサルタント選定委員会委員を閲覧により公表する。
- (2) 閲覧の開始及び場所
 - ①閲覧開始 令和5年1月10日（火）から
 - ②閲覧場所 国立大学法人滋賀大学HP
（<https://www.shiga-u.ac.jp>）→「滋賀大学について」→「情報公開」→「調達」→「入札・公募の情報 工事の入札情報（電子入札）」参照のこと。）

2 0 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和5年2月1日（水）17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）は受け付けない。
 - ②提出場所 記3に同じ
 - ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電信等によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答書は、質問書を受付けた日の翌日から起算して7日以内に施設管理課より郵送する。
- (4) (3)の質問回答書の閲覧期間及び場所
 - ①閲覧期間 (3)の回答の日から令和5年2月20日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日・祝日は行わない。

② 閲覧場所 記3に同じ

③ 閲覧時間 10時00分から17時00分まで

2.1 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の無効等
 - ①同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ②虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
 - ③参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ。
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。
なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続き以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10)参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11)参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き

変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。

(12)参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

(13)再苦情申立て

① 契約担当役からの提出要請者の非選定理由及び技術提案書の非特定理由に対する説明に不服がある者は、非選定理由及び技術提案書の非特定理由に対する説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない）以内に、書面により、文部科学省大臣官房文教施設企画部長に対して再苦情の申立てを行うことが出来るものとする。

② 受付窓口

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
国立大学法人 滋賀大学施設管理課施設企画係
電話 0749-27-1014

③ 受付時間

9時00分から17時00分まで。

④ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

(13) ②に同じ。

(14)プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。